

平成 30 年度夏季三浦市節電対策取組要領

1 対策及び趣旨

東日本大震災に起因する発電施設の被害等により、平成 23 年夏に深刻な電力不足が懸念されたことから、本市では緊急的に「三浦市節電対策取組要領」を策定し、積極的に節電に取り組んだ。

その後緊急避難的な対策は終了させたが、実施した節電対策の中で定着した取組を一過性のものとせず、その成果を恒常的な省エネルギー対策、ひいては地球温暖化対策につなげるため、節電の取組を継続的に行い、持続可能な節電対策に取り組んできた。

今夏季の東京電力管内の電力需給においては、10年に1回程度の猛暑を想定してもなお、市場取引等を考慮すれば、予備率が3%以上確保できるため、電力広域的運営推進機関によるひっ迫時の融通によらずとも、安定した供給力を確保できる見通しである。しかしながら、火力発電の拡大に伴う温室効果ガス増加への懸念と電源脱落や想定外の気温の上昇による需要増の可能性を踏まえ、市として継続した節電行動が必要であると考えます。

このため、これまでの節電の取組についての考え方を継承しながら持続可能な節電対策を継続するとともに、平成30年度夏季において数値目標を設定し、市民負担や健康面に特段の配慮をもって取り組むものとする。

2 節電目標期間

平成 30 年 7 月 1 日～平成 30 年 9 月 30 日

3 取組方法

(1) 節電目標の設定

平成 22 年 7 月から 9 月の電気使用量を基準に、平成 30 年 7 月から 9 月までの各施設の電力使用目標量を設定し、それを積み上げ今夏の市の目標とする。

目標設定期限は平成 30 年 6 月 30 日までとする。

(2) 「節電行動計画」の作成

各施設管理者は、次の事項を基本とする「節電行動計画」を作成する。

環境課長は、各施設の「節電行動計画」を取りまとめて公表する。また、取組結果についても公表するものとする。

- ア 可能な限り通常の行政サービスを維持することができる節電計画とする。
- イ 施設管理者は、所管する施設の取組方法を施設内に掲示する。
- ウ 施設管理者は、所管する施設の健全な運営と当該施設の利用者の安全確保に配慮しながら、節電を推進する。
- エ 指定管理者制度導入施設については、指定管理者と調整のうえ、市と同等の取組推進への理解を求める。
- オ 節電行動計画策定に当たっては、下記「4 節電目標達成のための共通項目」を盛り込む。

(3) 管理体制

施設管理者は、節電行動計画を確実に実施するため、原則としてフロア毎に「節電管理者・副管理者」を指定し、各フロアの節電に対する管理を行わせる。

施設管理者、節電管理者及び副管理者の役割は、次のとおりとする。

- ア 施設管理者は、施設全体の節電対策を指示し、定期的に施設巡回を行い適切な指導を行う。
- イ 節電管理者は、職員に対して電源管理の指導を行うと共に、空調・照明等の電源管理を行う。
- ウ 副管理者は、管理者不在時に管理者の役割を行う。

4 節電目標達成のための共通項目

「必要の無い機器は電源を切る。待機電力のあるものはコンセントから抜く。」を原則に、各機器について次の基準により節電に向けた取組を行う。

(1) 照明機器における取組

- ア 自然光で照度を賄うことができる部分は原則消灯する。
- イ 通路及び階段部分については、安全対策を講じたうえで消灯し、又は照明を間引く。
- ウ 執務室内の照明は適正な照度を保ちつつ、不要な蛍光灯等を削減する。
- エ 昼休み時間は一斉に消灯する（窓口業務を除く）。
- オ 就業時間後は一斉に消灯する（定時一斉退庁）。
- カ トイレ内の照明は、使用時以外は消灯する。
- キ 残業時には、業務場所を集約し必要な照明を減らす工夫をする。

(2) 空調機器における取組

- ア 空調機器の設定温度は、冷房時は28度とする。
- イ フィルター清掃を2週間に1度実施する。
- ウ 空調効率を高めるため、扇風機などを併用する。
- エ 運転時間は原則として冷房時は13時から17時までとし、暖房時は8時30分から10時30分まで及び15時から17時までとする。

(3) 事務用機器（PC）における取組

- ア 不使用の状態が、2時間を超えるときは電源を切り、2時間以内のときはスタンバイモードに切り替える。
- イ 待機電力が発生する周辺機器は、使用時以外コンセントにつながらない。

(4) その他の事務用機器における取組

- ア 施設内で見直しを行い、同一種類の機器の使用台数を削減する（原則各フロア1台とする）。
- イ 夜間、休日等長時間使用しないときは、電源を切る（常時受信しなければならないファクシミリ等を除く）。
- ウ 印刷機からの出力は、縮小・複合・両面印刷等の機能を活用し、電力の削減に努める。
- エ ファクシミリについては、電子メール等での代替が可能なものについては、移行の措置をする。
- オ 節電機能を有する機器については、省電力モードへの移行時間を短縮する。

(5) エレベーターにおける取組

- ア 職員のエレベーター使用を原則禁止し、近くの階への昇降は階段の利用に努める（2アップ、3ダウン）。
- イ 各施設内のエレベーター稼働台数は状況に応じて抑制を図る。

(6) その他の機器における取組

次の各号に掲げる機器の使用については、所管課において必要性を十分判断したうえで当該各号に定める基準に従って使用するものとする。

ア 冷蔵庫

- (ア) 設置台数を原則各フロア1台以下とすること。
- (イ) 庫内温度を適切に設定すること。
- (ウ) 冷却効率を高めるため、庫内を清掃し、整理整頓すること。
- (エ) 扉の無駄な開閉を控えること。

イ 電気ポット

電気ポットは、湯を沸かす際にのみ通電し、沸騰後は電気を使用しない保温ポット等を利用すること。

ウ 温水洗浄機能付便座

温水の設定温度を弱又は低にすること。

5 ワークスタイルによる節電対策

節電の効果を高めるため、次の事項について検討し、可能なものから実施する。

(1) 庁内会議時間の調整

庁内における会議時間は原則1時間以内とする。

(2) クールビズの徹底

クールビズによる取組のほか、対策グッズを使用する。

(3) 定時退庁日による節電

ア 定時退庁を徹底し、時間外勤務による電力消費を抑制する。

イ 課単位での全員退庁を目指す。

(4) 年次有給休暇の促進

年次有給休暇の取得の推進により、電力消費を抑制する。

6 市民及び事業者への情報提供

市民及び事業者が行う自主的な節電対策に資するため、市の主体的な節電の取組を三浦市民、ホームページ、新聞等に掲載し、公表する。

この取組実績を公開するため、各施設管理者は平成30年度の電力使用量等を原則として3か月毎に、環境課長宛て報告する。

附 則

この要領は、平成30年6月6日から施行する。